



令和8年第1回

大阪南消防組合議会

定例会会議録

令和8年1月30日開会

令和8年1月30日閉会

大阪南消防組合議会

令和8年第1回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和8年1月30日（金）午後1時32分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

日程第1		議会運営委員会委員長報告
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3		会期の決定について
日程第4	報告第1号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」
日程第5	議案第1号	財産の取得について
日程第6	議案第2号	大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について
日程第7	議案第3号	大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について
日程第8	議案第4号	大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第5号	大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第6号	令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第7号	令和8年度大阪南消防組合一般会計予算
日程第12		一般質問について
追加日程第1	議案第8号	令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（17名）

1番	遠藤智子議員
2番	林 史隆議員
3番	峯 弘之議員
4番	黒川 実議員
5番	生田達也議員
6番	西田いく子議員
7番	辰巳真司議員
8番	三島克則議員
9番	中村保治議員
10番	古澤 悟議員
11番	國下尊央議員
12番	高田伸也議員
13番	西川 宏議員
14番	峯 満寿人議員
15番	奥山 渉議員
16番	阪本菜津代議員
18番	南本 斎議員

○欠席議員（1名） 17番 片山敬子議員

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	富宅正浩
副管理者	吉村善美
副管理者	西野修平
副管理者	山入端 創
副管理者	岡田一樹

副管理者	田中祐二
副管理者	森田昌吾
副管理者	菊井佳宏
消防局長	保田知孝
局次長兼柏羽藤署長	永橋宏隆
局次長	安尾光弘
富田林署長	山口慎太郎
警防部長	武田嘉泰
河内長野署長	北野一明
総務部長	北野佳則
総務部次長	向井康浩
警防部次長	兼崎陽太
指令センター長	市原英和
警防部次長	井上真則

○職務のため出席した職員

書記長	日山達男
書記	小林大吾
担当職員	宮崎充弘
担当職員	大西正史

△開会 午後1時32分

○峯 満寿人議長 皆さん、こんにちは。

定刻を少し過ぎてしまいましたけど、本日は、令和8年第1回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたり、ご通知申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変この時節柄お忙しいところですね、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本定例会の運営にあたりましては、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力を賜りますようにどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、開会にあたりまして消防組合管理者からご挨拶をお受けすることにいたします。

◎富宅正浩管理者 議長。

○峯 満寿人議長 富宅管理者。

◎富宅正浩管理者 皆様、改めまして、こんにちは。管理者の柏原市長、富宅でございます。

本日は、令和8年第1回の大阪南消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、報告案件1件、財産の取得1件、条例改正4件、予算案件2件、の計8案件をご提案させていただき予定でございます。また、本日、追加で補正予算案をご提出申し上げます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○峯 満寿人議長 ありがとうございました。

ここで出席議員を確認いたします。藤井寺市片山敬子議員におかれましては、他の公務のため、事前に欠席届を受理しております。ただ今の出席議員は17名となり、定足数に達しております。よってただ今から、令和8年第1回 大阪南消防組合議会定例会を開会いたします。

△開議

○峯 満寿人議長 直ちに本日の会議に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告を議題とします。高田伸也議会運営委員会委員長、ご報告をお願いします。

◆12番（高田伸也議員） はい。皆さんこんにちは。議会運営委員会の高田でございます。

ただいまから、去る1月20日と本日13時に開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

まず本定例会の日程につきましては、お手元の議案書議事日程表のとおり 12 件となっております。

まず定例会の流れといたしまして、議長より会議録署名議員の指名をいただきまして、続いて会期を決定いたします。なお、会期は、本日、令和 8 年 1 月 30 日、1 日間とさせていただきます。

本日の提出議案は報告案件が 1 件、財産の取得が 1 件、条例改正 4 件、予算関係が 2 件となっており、最後に一般質問となっております。一般質問の後、理事者から補正予算 1 件の追加議案があり議題とする予定でございます。

なお、議案質疑につきましては 議案第 2 号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、及び議案第 5 号 大阪南消防組合の育児休業等に関する条例のですね、改正について、質疑の通告を受けております。

また、一般質問に関しては、お手元の資料に内容の記載がございますのでそのとおり、西田いく子議員より通告を受けておりますので、質問をお受けいたします。

以上が本日の議案日程など、当委員会で協議決定いたしました内容でございます。議員各位におかれましては、なにとぞご理解をいただき、円滑な議会運営をお願いいたしまして、私の報告とさせていただきます。

- 峯 満寿人議長 ただいまの委員長報告どおりに本定例会の運営を行いますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。

-
- 峯 満寿人議長 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、議長において 18 番 南本齋議員、1 番 遠藤智子議員を指名いたします。南本議員、遠藤議員、よろしくをお願いいたします。

-
- 峯 満寿人議長 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決しました。

-
- 峯 満寿人議長 次に、日程第 4、報告第 1 号 専決処分報告について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

- ◎保田知孝消防局長（挙手）議長。消防局長、保田です。

- 峯 満寿人議長 保田消防局長。

- ◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが、議案書 1 ページをお開きください。

日程第 4、報告第 1 号 専決処分報告について、でございます。専決させていただきました内容は、「損害賠償の額の決定について」でございます。これは、地方自治法第 180 条第 1 項の規定及び管理者の専決処分事項の指定によりまして、専決処分させていただいたことについて報告するものでございます。案件は 2 件でございます。

議案書 2 ページ、議案参考資料 1 ページをお開きください。はい。本件は、令和 7 年 10 月 17 日午後 7 時 55 分頃、火災事案の出動のため消防車で国道 25 号線を北進中、国分交差点手前 50 メートル付近において、停車中の車両を追い越そうとした際、消防車の右サイドミラーが相手方の車両の左サイドミラーと接触したものでございます。損害賠償の額は相手方車両の修繕費用 6 万 5,538 円で、市有物件災害共済会から全額補填されます。

2 件目 議案書 3 ページ、議案参考資料 2 ページをお開きください。

本件は、令和 7 年 10 月 19 日 午前 2 時 00 分頃に発生した事故でございます。救急事案へ出場中、救急車で狭い道路を走行中、救急車の左後方赤色灯が民家の軒及び軒樋に接触し、これらを破損させたものでございます。

損害賠償の額は、破損した軒及び軒樋の修繕費用 4 万 6,200 円で、市有物件災害共済会から全額補填されます。

以上が損害賠償の額の決定に関する報告となります。よろしくお願い申し上げます。

- 峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第1号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

○峯 満寿人議長 次に、日程第5、議案第1号 財産の取得について、を議題とします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書4ページ、議案参考資料3ページをお開きください。日程第5、議案第1号 財産の取得でございます。

これは、資機材搬送車の購入に伴う財産の取得でございます。取得の目的でございますが、富田林消防署及び河内長野消防署にそれぞれ設置している資機材搬送車を1台に集約し、機能強化した車両を富田林消防署に更新配備し、消防力の充実強化を図るものでございます。

取得の方法につきましては指名競争入札、取得価格は消費税込みの2,303万4,000円、取得の相手方は株式会社消防防災大阪営業所でございます。入札経過につきましては資料に記載しております。

以上、簡単な説明で誠に申し訳ございませんが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第1号 財産の取得について、を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

○峯 満寿人議長 次に、日程第6、議案第2号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、を議題とします。理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書5ページ、議案参考資料4ページをお開きください。

日程第6、議案第2号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、でございます。

本改正は、近年のサウナブームにより、屋外でのテント型や、バレル型のサウナの設置事例が全国的に増加している状況で、現行の基準は屋内設置を想定したものであることから、これらを新たに「簡易サウナ設備」として位置づけ、必要な安全基準を定めるものでございます。また、住宅における震災時の電気火災対策に有効な感震ブレーカーの普及促進を明記するため、国の準則を参考に条文の改正を行うものでございます。主な改正内容は4点でございます。

第1に、「簡易サウナ設備」を定義したことでございます。屋外等に設置される定格出力6キロワット以下の放熱設備で、薪または電気を熱源とするものを定義いたしました。

次に、「簡易サウナ設備」の設置基準の整備でございます。建築物等との離隔距離、及び安全装置の設置に関する基準を新たに定めました。

第2に、「簡易サウナ設備」以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」として定義をいたしました。

第3に、「簡易サウナ設備」に関する届出制度の整備でございます。個人が設置するものを除き、「一般サウナ設備」と同様に、設置時の届出を必要とすることにいたしました。

第4に、感震ブレーカーの普及促進でございます。住宅火災予防の推進施策として、感震ブレーカーの設置促進を条例上に明記し、住民の皆様への周知を図ってまいります。

なお、本条例の施行日は、令和8年3月31日としております。

以上、簡単な説明ではありますが、よろしくご審議申し上げ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）

○峯 満寿人議長 6番、西田いく子議員。

◆6番（西田いく子議員） 今回の条例改正は、近年のサウナブームにより、テント型サウナやバレル型サウナの設置が全国的に増加していることで、条例改正に至ったものと説明を頂き理解いたしましたけれど、当消防組合管内で浴場等に設置されているサウナ設備や、今回改正され新たに分類される「簡易サウナ設備」の設置数、場所などは把握しているのでしょうか。

またこの改正により、届出が義務付けられていることから、これから把握できることとなり、設置後には立入検査等も必要になるのでしょうか？最後に参考までに過去に管内でサウナ施設での火災事例があったのかをお尋ねいたします。

○峯 満寿人議長 本件について、答弁を求めます。

◎武田嘉泰警防部長 議長、警防部長武田です。

○峯 満寿人議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 はい。お答えいたします。まず、管内におけるサウナ施設の設置状況につきまして、浴場等に設置されている「一般サウナ設備」が21か所、今回の条例改正で新たに「簡易サウナ設備」に類されるものが現時点で3か所ございます。

今回の改正により義務付けられるものについて、全てを把握できているかについては不明な点もございますが、今後は条例改正の趣旨をホームページ等を利用して広報するなど周知を図り、併せて未届のものについては、今後、立入検査等を通じて実態把握に努め、適正に指導してまいりたいと考えております。設置後の検査におきましても大阪南消防組合火災予防査察規程に基づき、おおむね5年ごとに立入検査を実施し、継続的な安全確保に努めてまいります。最後に消防組合管内でのサウナ施設における火災の発生状況についてでございますが、過去数年をさかのぼって確認いたしました、サウナ施設を含め浴場施設における火災の記録はございません。以上でお答えとさせていただきます。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）

○峯 満寿人議長 西田いく子議員。

◆6番（西田いく子議員） 答弁ありがとうございます。サウナ施設の設置状況が適切に把握されており、条例改正後においても従来どおり完成検査や定期的な立入検査が実施されることについて理解いたしました。また、今後も、施設利用者はもとより、周辺住民の安全・安心の確保に向けて実態に即した運用のもと、継続した火災予防対策に取り組んでいただくことを要望いたしまして質問を終わります。

○峯 満寿人議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第6、議案第2号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案どおり可決することに決しました。

○峯 満寿人議長 次に、日程第7、議案第3号 大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について、を議題とします。理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書8ページ、議案参考資料7ページをお開きください。

日程第7、議案第3号 大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について、でございます。

本改正は、段階的な定年引上げに伴う制度改正に対応するため、これまで「定数外」としてきた「短時間再任用職員」を、「定数内」に含めるよう運用の見直しを行うものでございます。

今後、定数外職員の減少が予想される中、現行定数のままでは必要な現場活動要員の確保に支障をきたす恐れがあるため、本改正を行うものであります。

これに伴う改正内容は、職員定数を現在の「556人」から9人増員し、「565人」に改めるものであります。なお、初任教育期間中の職員等につきましては、引き続き「定数外」とさせていただきます。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第7、議案第3号 大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について、を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決することに決しました。

○峯 満寿人議長 次に、日程第8、議案第4号 大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題といたします。理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが、議案書10ページ、議案参考資料9ページをお開きください。日程第8、議案第4号 大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、でございます。

これは、令和7年の人事院勧告に伴う国の給与改定に準じ、情勢適応の原則に基づき、当組合職員の給料及び手当について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容は3点でございます。

第1に、給料表の改定でございます。民間給与との格差を是正するため、初任給及び若手職員を中心に給料月額を引き上げます。改定率は平均3.3%で、令和7年4月1日に遡って適用といたします。

第2に、期末勤勉手当の改定でございます。年間の支給月数を「0.05月分」引き上げ、常勤職員については4.65月分といたします。

第3に、通勤手当の見直しでございます。自動車等使用者に対する支給額の引き上げや、遠距離区分の新設に加え、新たに「駐車場利用に対する手当」を新設するなど、実態に即した改善を図るものでございます。

施行期日にいたしましては、給料表の改定及び通勤手当の引き上げ等につきまして、令和7年4月1日に遡って適用するため、公布の日としております。また、令和7年12月期の期末勤勉手当についても、同様に公布の日から施行し、令和7年12月1日に遡って適用いたします。なお、駐車場手当の新設につきましては、令和8年4月1日からの施行としております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第8、議案第4号 大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決することに決しました。

○峯 満寿人議長 次に、日程第9、議案第5号 大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を議題とします。理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。議案書20ページ、議案参考資料26ページをお開きください。日程第9、議案第5号 大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、でございます。

本改正は、職員の仕事と育児の両立支援を推進するため、育児休業から復帰した際の処遇を改善し、休業取得が昇給において不利にならないよう、国や他団体の動向に準じて所要の改正を行うものでございます。主な改正内容は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給調整の見直しでございます。

これまで、育児休業から復帰した際の号給調整については、休業期間の「2分の1(50%)」を勤務したものとみなして換算しておりましたが、これを「100分の100(100%)」に引き上げます。これにより、育児休業期間の全期間が昇給に反映することとなり、職員がより安心して育児休業を取得できる環境を整えるものでございます。あわせて、会計年度任用職員に係る規定の適正化や、引用条文の整理など、所要の規定整備を行ってまいります。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用することとしております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆6番(西田いく子議員) (挙手)

○峯 満寿人議長 6番 西田いく子議員。

◆6番(西田いく子議員) すいません、あの、議案参考資料によりますと、会計年度任用職員については本条例改正の対象外とのことですが、「会計年度任用職員の除外」は会計年度任用職員さんにとって、不利益にならないのでしょうか？ 以上、ご答弁をお願いいたします。

○峯 満寿人議長 只今の件につきまして、答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長 議長、総務部長北野です。

○峯 満寿人議長 北野総務部長。

◎北野佳則総務部長 西田議員のご質問の「会計年度任用職員の除外が不利益に当たらないのか」という点についてお答えさせていただきます。会計年度任用職員につきましては、地方公務員法第22条の2に基づき、任期が会計年度ごとに定められる職であり、制度上、正規職員のような継続的な昇給や昇給調整を前提とした給与体系とはなっておりません。

今回の条例改正は、正規職員等を対象とした昇給調整制度における育児休業期間の換算率を見直すものであり、会計年度任用職員に新たな制限や不利益な取扱いを加えるものではありません。そのため、育児休業期間を「昇給調整にどのように換算するか」という今回の改正内容は、そもそも会計年度任用職員の給与決定の仕組みとは制度的に性質を異にするものであり、今回の改正によって会計年度任用職員の処遇が従前より引き下げられる、あるいは新たな不利益が生じるものではございません。また、会計年度任用職員の育児休業そのものを制限するものでなく、育児休業制度の利用については、引き続き法令及び関係規定に基づき適切に対応してまいります。説明は以上となります。

◆6番(西田いく子議員) (挙手)

○峯 満寿人議長 西田議員。

◆6番(西田いく子議員) ありがとうございます。

今回の改正が、会計年度任用職員さんの処遇を引き下げることではなく、制度上の給与体系の違いによるものであることが理解できました。会計年度任用職員さんと言えば、自治体では女性の方が多いのですが、大阪南消防組合内にも今後、女性の方が増えてくるのではと思われま。

今後も雇用形態にかかわらず、男女の区別なく職員のみなさんが安心して育児と仕事を両立できる職場環境の整備に努めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○峯 満寿人議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第9、議案第5号 大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決することに決しました。

○峯 満寿人議長 次に、日程第10、議案第6号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。別冊の令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）1ページをお開き願います。日程第10、議案第6号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

この内容は、第1条で歳入歳出の総額から歳入歳出をそれぞれ9,243万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,448万7,000円とするものでございます。

補正の内訳につきまして、歳入からご説明いたします。少し飛びますが9ページをお願いいたします。上段の表、款1 分担金及び負担金 項1 分担金 補正額6,449万9,000円につきましては、組合分担金を増額するものであります。説明の欄をご覧ください。内訳といたしましては、富田林市1,292万6,000円、河内長野市1,384万円、柏原市926万1,000円、羽曳野市1,328万6,000円、藤井寺市888万円、太子町221万1,000円、河南町269万3,000円、千早赤阪村140万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、款2 使用料及び手数料 項2 手数料108万7,000円につきましては、条例に基づく手数料の収入が増えたことによる増額でございます。

款3 国庫支出金 項1 国庫補助金3,051万6,000円につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車と災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新に伴う補助金交付決定による増額でございます。

款5 繰越金 項1 繰越金7,290万6,000円につきましては、令和6年度の収支残高を受け入れたことによる増額でございます。

款6 諸収入 項1 消防組合預金利子84万8,000円につきましては、消防組合預金利子が確定したことによる増額で、項2 雑入307万4,000円につきましては、主に行政財産目的外使用料等の増減によるものでございます。

続きまして10ページをお願いします。款7 組合債 項1 組合債8,050万円につきましては、起債額が確定したことによる減額でございます。

次に、歳出に関する補正の内訳をご説明いたします。11ページをお開きください。

款1 議会費 項1 議会費9万4,000円の減額は、議員研修旅費の不用額によるものでございます。

款2 総務費 項1 総務管理費5,853万9,000円の増額は、退職者増によるものでございます。

款3 消防費 項1 消防費3,845万2,000円の増額につきましては、各節別にご説明させていただきます。目1 常備消防費 節2 給料3,796万6,000円の増額、節3 職員手当等6,265万2,000円の増額は、主に令和7年の人事院勧告によるものでございます。節4 共済費263万3,000円の減額は、主に共済費の掛け金率の変更及び令和7年人事院勧告による増減でございます。

節7 報償費25万7,000円の増額は、主に救急業務特定行為による医師指示件数増によるものでございます。

12ページにうつりまして、節10 需用費1,254万1,000円の増額は、光熱水費の増減によるものです。

節11 役務費278万5,000円の減額は、通信運搬費の不用額等によるものでございます。

節12 委託料1,771万3,000円の減額は、主に庁舎設備管理業務の不用額の増減によるもの

でございます。

続きまして13ページ、節13 使用料及び賃借料25万7,000円の増額は、主にデジタル複合機使用料増によるものでございます。

節14 工事請負費4,618万2,000円の減額は、各種工事の不用額によるものでございます。

節17 備品購入費405万円の減額につきましては、各種備品の不用額によるものでございます。

節18 負担金、補助及び交付金197万7,000円の減額は、主に教養負担金及びその他負担金の不用額によるものでございます。

14ページに移りまして、目2 火災予防救急普及費 節18 負担金、補助及び交付金20万円の減額は、藤井寺市婦人防火クラブ解散に伴う不用額でございます。消防費についての説明は以上でございます。

続きまして、款4 公債費426万7,000円の減額は、主に令和6年度新発債の利率等確定による減額でございます。

続きまして、繰越明許費2件についてご説明させていただきます。ページ戻りまして、5ページのほうをお願いします。

1件目は、令和7年度契約の消防車両1台につきまして、シャシの納期が長期化しており、令和8年3月の納入期限までに納車が困難とわかりましたので、次年度に繰り越しさせていただくものでございます。

2件目は、大阪府が実施しております、大阪府防災行政無線の再整備事業につきまして、工期延長に伴い竣工が令和8年度になることがわかりましたので、こちらにつきましても次年度に繰り越しさせてもらうものとなっております。

以上をもちまして令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明を終わらせていただきます。簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第10、議案第6号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決することに決しました。

○峯 満寿人議長 次に、日程第11、議案第7号 令和8年度大阪南消防組合一般会計予算を議題とします。理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。別冊の令和8年度大阪南消防組合一般会計予算の1ページをお開きください。日程第11、議案第7号 令和8年度大阪南消防組合一般会計予算でございます。

この内容は、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億7,050万2,000円とするものでございます。第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債、第5条は一時借入金を、第6条では歳出予算の流用について定めております。

それでは、予算の概要について、10ページをお開き願います。まず、歳入の部です。

款1 分担金及び負担金 項1 分担金 目1 組合分担金につきましては、69億2,202万1,000円でございます。

款2 使用料及び手数料 項1 使用料 目1 総務使用料2万2,000円につきましては、電柱等の敷地料として受け入れるものでございます。

項2 手数料 目1 消防手数料451万6,000円につきましては、条例に基づく手数料の見込みでございます。

款3 国庫支出金、款4 財産収入、11ページに移りまして、款5 繰越金につきましては、それぞれ1,000円を枠取りとさせていただきます。

款6 諸収入 項1 消防組合預金利子 目1 消防組合預金利子81万9,000円につきましては、預金利子の見込みの額でございます。項2 雑入 目1 雑入2,042万円につきましては、救急支弁金、派遣人件費補填金、行政財産目的外使用料等を受け入れるものでございます。

款7 組合債 項1 組合債 目1 組合債2億2,270万円につきましては、消防庁舎の整備及び高規格救急自動車等の更新に伴う起債額でございます。

続きまして、歳出の部をご説明いたします。13ページをお開きください。

款1 議会費 項1 議会費 目1 議会費330万5,000円は、議会運営諸経費です。

款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費2億6,080万1,000円は、管理者報酬や職員の退職手当等、そして14ページに移りまして、目2 公平委員会費2万4,000円につきましては公平委員の報酬となります。

項2 監査委員費 目1 監査委員費14万4,000円につきましては、監査委員の報酬でございます。

款3 消防費 項1 消防費 目1 常備消防費59億3,084万4,000円につきましては、職員の給与・手当、消防業務運営のための経費であります。

各節別にご説明させていただきますと、節2 給料22億8,645万2,000円、節3 職員手当等20億9,913万1,000円、節4 共済費9億1,197万3,000円は職員の人件費及び共済組合負担金でございます。

節5 災害補償費につきましては、1,000円計上させていただいております。

続きまして、節7 報償費は177万4,000円、15ページに移りまして節8 旅費につきましては964万8,000円、節9 交際費につきましては5万6,000円計上しております。

節10 需用費1億9,479万5,000円は燃料費や光熱水費等、節11 役務費7,339万3,000円は通信運搬費や手数料等でございます。

節12 委託料2億3,932万7,000円は主に設備管理業務等の委託料、16ページに移りまして、節13 使用料及び賃借料2,369万3,000円は主に寝具等使用料や情報化システム等の借上料となります。

17ページに移りまして、節15 原材料費は60万円、節17 備品購入費につきましては2,222万5,000円を計上しておりまして、18ページ、節18 負担金、補助及び交付金6,626万6,000円は各種会費や教養負担金でございます。

19ページに移りまして、節21 補償、補填及び賠償金は1,000円を計上し、節26 公課費150万9,000円につきましては自動車重量税を計上しております。

目2 火災予防救急普及費の計上はございません。

続きまして、目3 消防施設費3億2,126万2,000円について、主な内容をご説明させていただきます。

節12 委託料3,308万5,000円につきましては、羽曳野出張所整備基本構想に伴う不動産鑑定、柏羽藤消防署受変電設備の改修設計、そして高鷲出張所長寿命化工事の設計、金剛出張所低圧受電設備の切替設計などの業務委託料が含まれております。

20ページに移りまして、節14 工事請負費1億2,300万5,000円につきましては、継続費として実施する柏羽藤消防署の長寿命化工事に要する経費でございます。

節17 備品購入費1億1,080万5,000円につきましては、高規格救急自動車等の更新のほか、富田林消防署及び千早赤阪村出張所の庁舎LED化改修に係る備品購入費などが含まれます。

最後に、款4 公債費につきましては6億4,912万2,000円、21ページの款5 予備費につきましては500万円を計上しております。

以上で令和8年度大阪南消防組一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第11、議案第7号 令和8年度大阪南消防組一般会計予算は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案どおり可決する

ことに決しました。

○峯 満寿人議長 次、日程第12、一般質問についてですが、今回6番西田いく子議員より質問の通告を受けております。西田いく子議員の質問を許可します。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）

○峯 満寿人議長 西田議員。

◆6番（西田いく子議員） 大阪南消防組合管内にある、西名阪自動車道と南阪奈道路の違いについて、お尋ねいたします。大阪南消防組合管内の、高速道路と位置付けられている西名阪自動車道と地域高規格道路の南阪奈道路では、扱いが違っていると聞いていますが、救急支弁金のような財政負担については、どのように決められているのでしょうか？

次に、西名阪自動車道と南阪奈道路の出場件数はどのようになっているのでしょうか？また「高速道路」と「地域高規格道路」では、現場活動において何か違いがあるのでしょうか？

最後に、国に対して国庫補助など求める動きはないのでしょうか？ 以上、答弁をお願いいたします。

○峯 満寿人議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長 議長、総務部長北野です。

○峯 満寿人議長 北野総務部長。

◎北野佳則総務部長 西田議員のご質問にお答えいたします。高速自動車国道等における救急業務の仕組みと、南阪奈道路等の地域高規格道路における財政措置の現状についてご質問をいただきました。

まず、路線によって救急支弁金の扱いが異なる理由についてでございます。高速道路における救急業務につきましては、昭和49年の「高速道路救急業務に関する調査研究委員会」の答申、及び昭和55年の「高速道路における救急業務に関する覚書」が制度の根拠となっております。

これらによりますと、高速道路株式会社等は「自主救急」としての責任を有し、沿線市町村も「消防法に基づく処理責任」を有するものであり、両者は相協力して救急業務に当たるべきものとされております。

この考えに基づき、法的な区分が「高速自動車国道」とされる路線については、道路会社が救急業務を実施する市町村に対し、一定の財政負担を行う「支弁金」の仕組みが確立されており、当組合管内では「西名阪自動車道」がこれに該当します。

なお、支弁金はあくまでも救急業務を対象としたものであり、救助活動や火災出動などに要する費用は対象外となっております。

一方、議員ご指摘の「南阪奈道路」等の地域高規格道路につきましては、道路法上の位置付けは「一般国道」でございます。一般国道における救命・救助活動は、地方自治法及び消防法上、市町村の本来事務とされており、高速国道のような道路会社からの財源措置の対象外となっているのが現状でございます。

次に、出場件数と活動実態についてでございます。広域化後となる、令和6年度及び7年度12月末までの出場件数につきましては、西名阪自動車道で65件、南阪奈道路では19件となっております。

いずれの路線も、高速走行中の事故や急病等に対応するものであり、活動内容や特殊な資機材の使用について、本質的な違いはございません。

最後に、今後の対応についてでございます。地域高規格道路については、管理主体が多岐にわたり、地域ごとに道路の性格も異なることから、全国一律の制度構築には困難な側面がございます。そのため、現時点において国等に対して特段の要望活動は行っておりませんが、地域の実情に応じた救急・救助体制の維持は、消防を運営する自治体として本来の責務であると認識しております。

当組合といたしましても、大阪府下消防長会等の場を通じて、他団体等の運用状況や課題を共有しつつ、引き続き市町村としての義務を果たすとともに、どのような道路環境であっても、住民及び利用者の皆様の安全を確保するため、万全の消防体制を堅持してまいります。

説明は以上となります。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）議長。

○峯 満寿人議長 西田議員。

◆6番(西田いく子議員) ご答弁ありがとうございました。

西名阪自動車道と南阪奈道路における財政措置の違いや、それぞれの活動実態について理解いたしました。過去の答申や覚書が根拠となり支弁金のあるなしが決まっているとのことですが、車のスピードは生活道路や一般道とはやはり違います。いったん事故が起これば大事故になる可能性が高くなっています。救急業務に差があるとは思えません。南阪奈道路のような地域高規格道路という扱いだとして、支弁金の仕組みがなく、市町村が多大な負担を担わざるを得ない状況は、改善されるべきだと思います。何より、救急業務にあたる消防士の方々にも多大な負担になっているのではないのでしょうか。

今後も、大阪府下消防長会等での連携を密にし、道路の特性に応じた迅速かつ的確な救急・救助体制が維持されるよう努めていただくことを要望するとともに、国に対して「高速道路」「地域高規格道路」分け隔てなく、安全安心のための予算措置を求めていただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。

○峯 満寿人議長 日程第12、一般質問について通告は以上となります。

○峯 満寿人議長 ここで日程の追加について申し上げます。本日、理事者よりお手元に配付のとおり、議案第8号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第3号)が提出されました。

お諮りします。本案を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案第8号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯 満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。お手元に配付しました、議案第8号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。恐れ入りますが、1ページ参照願います。

本案は、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ565万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ67億7,014万2,000円とするものでございます。

補正の理由ではございますが、急な退職者が1名生じたことに伴い、緊急に予算を措置するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。まず歳入ではございますが、7ページ、ご覧ください。款1 分担金及び負担金 項1 分担金におきまして、565万5,000円を増額するものでございます。各市町村の分担金の内訳は、説明欄の記載のとおりになります。

続きまして、歳出でございます。8ページを参照願います。款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費において、節3 職員手当等565万5,000円を増額するものでございます。これは先ほど申しましたとおり、退職職員の1名分の退職手当でございます。

以上、歳入歳出それぞれ565万5,000円を追加しようとするものでございます。

なお、9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほど参照いただければと存じます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。提出直後の審議となり誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○峯 満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」〕

○峯 満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。追加日程第1、議案第8号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第3号)を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○峯 満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案どおり可決することに決しました。以上で付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、令和8年大阪南消防組合第1回定例会を閉会いたします。

本日は慎重なるご審議誠にありがとうございました。提出されました案件は、すべて適正な議決とし、かつ円満裡に閉会させていただきまことに心から御礼を申し上げます。

なお、引き続き、事務局より事務連絡がありますので、ご協力をお願いいたします。

◎日山達男書記長 長時間、ご審議お疲れ様でございました。

なお、この後、この場所にて消防功労者表彰式を執り行います。準備が整いますまで休憩とさせていただきます。皆様お揃いになられた時点でと考えておりますし、準備ができ次第とも考えておりますので、おおむねの開始時刻は14時40分頃をめぐりに予定をしております。引き続きとなりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○峯 満寿人議長 はい。ご協力ありがとうございました。これにて散会いたします。

△閉会 午後2時28分

地方自治法第 123 条第 3 項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

議長

峯 彌子

大阪南消防組合議会

18 番議員

南 本 齋

大阪南消防組合議会

1 番議員

遠藤 智子